

SAGAMIHARA City 2020

相模原市 立地 適正化計画



目 次

I	立地適正化計画の策定に当たって.....	1
1	立地適正化計画とは.....	2
2	立地適正化計画策定の背景と目的.....	4
3	計画の位置付け.....	12
4	計画区域.....	12
5	計画期間.....	12
II	現況・課題と立地適正化の必要性.....	13
1	人口・日常生活サービスの面.....	14
2	土地利用の面.....	15
3	安全・安心の面.....	16
4	財政の面.....	17
5	公共交通の面.....	18
III	目指すべき都市の骨格構造.....	19
1	拠点やエリア形成の考え方.....	21
2	拠点と生活圏域の考え方.....	22
IV	立地の適正化に関する基本方針.....	23
1	立地の適正化に関する基本方針.....	24
2	誘導区域設定の基本的な考え方.....	25
V	都市機能誘導区域.....	27
1	設定基準と該当箇所.....	28
2	都市機能誘導区域.....	30
VI	誘導施設.....	31
1	誘導施設の特徴.....	32
2	誘導施設の設定基準.....	33
3	都市機能誘導区域と各施設圏域の考え方.....	33
4	誘導施設の検討経過.....	34
5	誘導施設.....	35

Ⅶ	居住誘導区域	53
1	まちのイメージ.....	54
2	居住の方針.....	56
3	居住誘導区域の設定基準と該当箇所.....	57
4	居住誘導区域に含めないエリアの設定基準.....	59
5	居住誘導区域.....	64
Ⅷ	誘導施策	67
1	届出制度.....	68
2	誘導施策の基本的な考え方.....	69
3	誘導施策.....	70
Ⅸ	目標指標と進行管理	73
1	進行管理の方法.....	74
2	目標指標.....	75
3	効果指標.....	76
4	モニタリング指標.....	77
	参考資料	79
1	策定経過.....	80
2	市民参画事業.....	86
3	用語解説.....	91

本文中、*印をつけた用語については、巻末に用語解説を掲載しています。



I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

I 立地適正化計画の策定に当たって

1 立地適正化計画とは

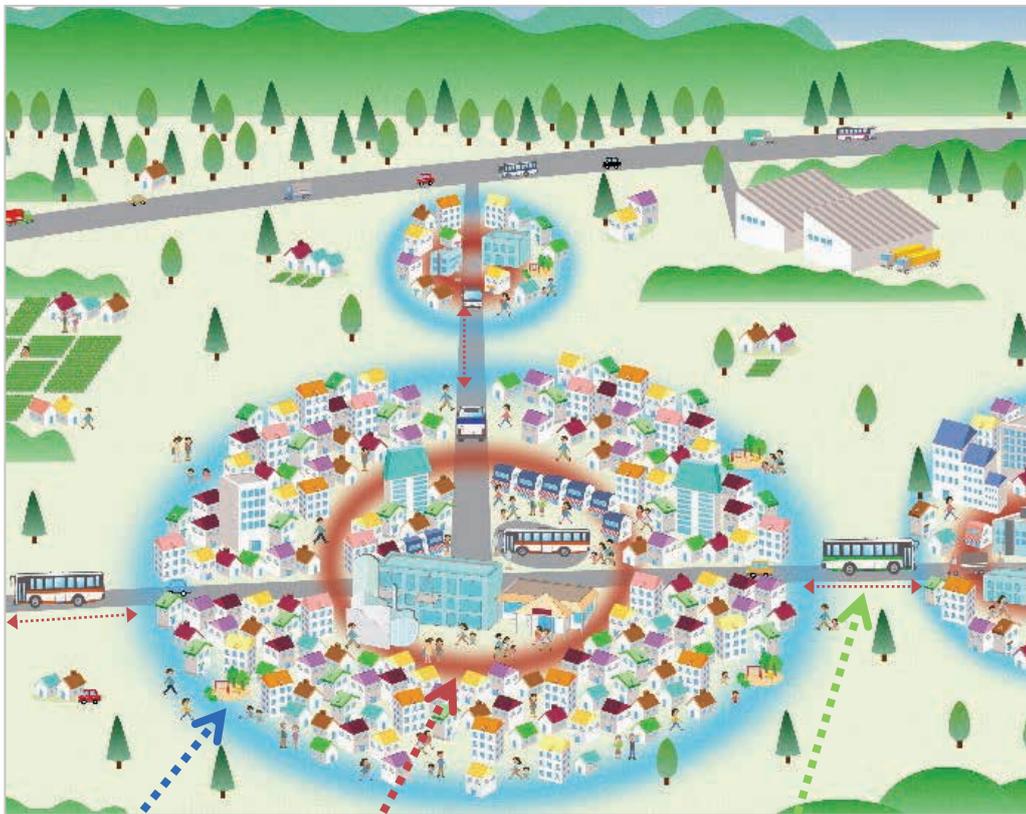
■ 制度の概要

全国的な人口減少や超高齢化の進行、市街地の拡散・低密度化などが課題となっている中、住民生活を支える施設のサービス提供や地域活力の維持が困難になるおそれがあることから、持続可能な都市への転換が必要とされています。

このような状況の変化を受けて、平成26年8月に都市再生特別措置法*（平成14年法律第22号）が改正され、立地適正化計画が法律に位置付けられました。

立地適正化計画は、人口減少と超高齢化が進む中で、施設や居住を強制的に短期間で移転させる主旨ではなく、長期的な視点のもと国の施策等を活用して都市機能*や居住を一定のエリアに誘導することで、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

<立地適正化計画のイメージ>



居住誘導区域

居住を誘導し、人口密度を維持するエリアを設定



都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設（誘導施設）を設定（医療、高齢者福祉、子育て支援、商業等）



公共交通

都市機能誘導区域にアクセスしやすくする公共交通施設の整備を計画

※地域公共交通網形成計画*で位置付け



■ 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、日常生活に必要な医療、高齢者福祉、子育て支援、商業施設などを集約し、効率的なサービス提供を図っていく区域です。今ある施設の維持と、不足する機能の効果的な誘導を図ることによって持続可能な都市経営を実現していくもので、多くの人々が利用しやすい鉄道駅周辺等において設定することが考えられます。

■ 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域内に集約すべき施設のことで、医療、高齢者福祉、子育て支援、商業施設などの中から具体的に設定します。

■ 居住誘導区域

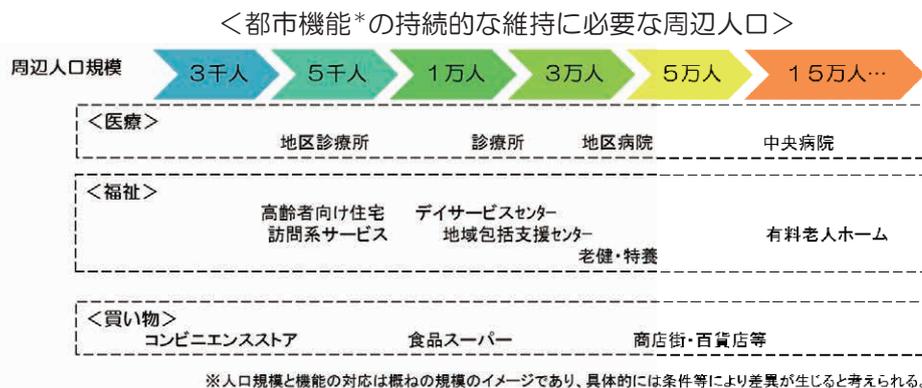
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域です。

■ 届出制度について

計画を公表すると都市再生特別措置法*に基づく届出制度が開始され、「居住誘導区域外で開発・建築等を行う場合（一定規模以上）」「都市機能誘導区域外で誘導施設に係る開発・建築等を行う場合」「都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合」には、市長への届出が必要となります。

参考：都市機能の持続的な維持に必要な周辺人口

- ・商業・医療・福祉等の機能を有する施設が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、次のような圏域人口が求められます。



商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々

* コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圏：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

* 食品スーパー（2,000～3,000㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

* ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会

有限会社 リティルウォーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋

出典：国土交通省ホームページ

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施設

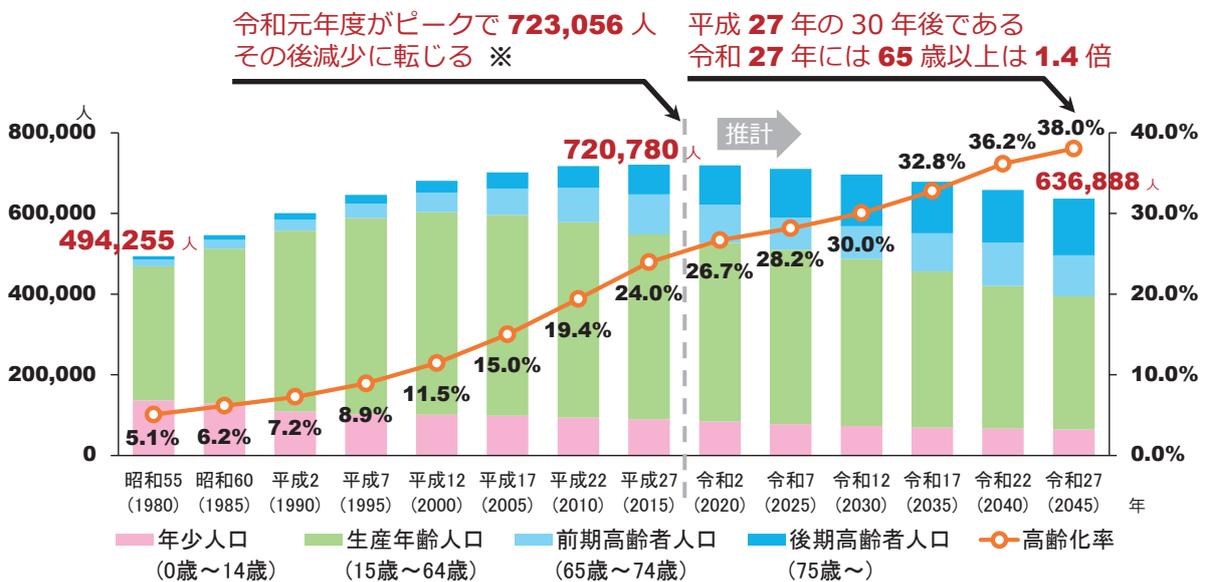
IX 目標指標と進行管理

2 立地適正化計画策定の背景と目的

本市では、これまで人口増加が続いてきましたが、令和元年度のピーク後は減少に転じることが見込まれています。0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は減少していく一方で、高齢化率は高まる見込みであり、平成27年の30年後である令和27年には65歳以上の人口が約1.4倍となる見込みです。

総人口の減少、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢化の進行に伴い、様々な課題の発生が見込まれ、それらに対応するために立地適正化計画を策定します。

＜本市の人口動向＞



出典：平成27年までは国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年3月公表）
※令和元年の人口推計は、さがみはら都市みらい研究所推計値です。

総人口の減少、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢化の進行に伴い…



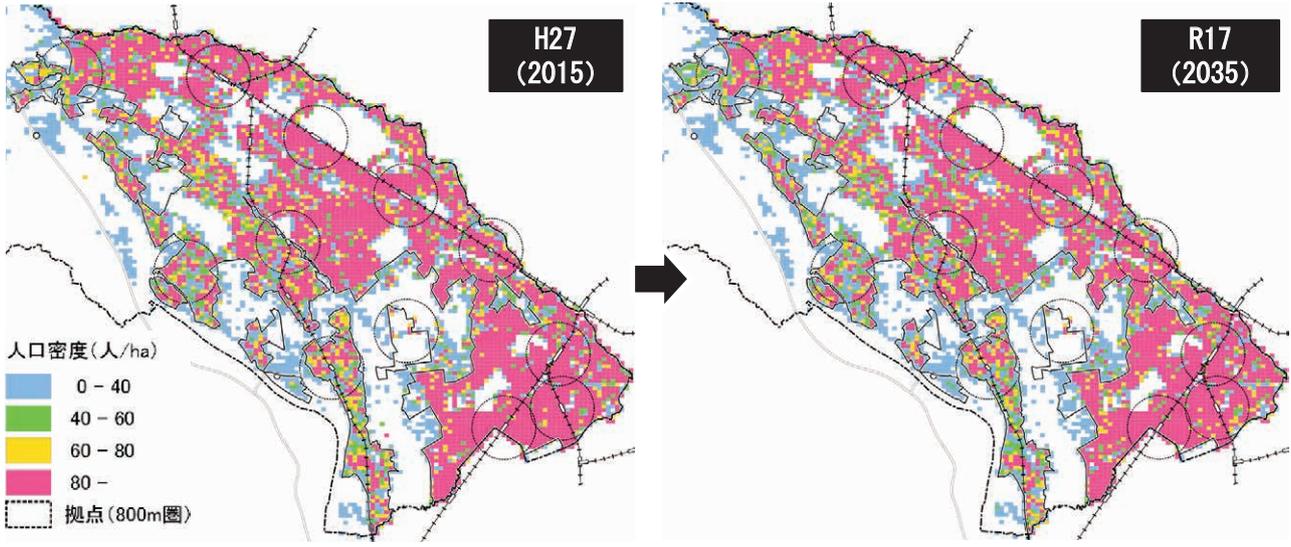
様々な課題の発生が見込まれるため、それらに対応したまちづくりが求められています。



参考：市内の人口密度（総人口）の動向

- 都市部*の人口密度は、平成27年から令和17年までの20年間で大きな変化はありませんが、田名、大島、磯部などの市街化区域*縁辺部などにおいては、徐々に低下する見込みです。
- 中山間地域*は、都市部に比べて人口密度が低く、津久井地区の中野周辺における平均人口密度は19人/haとなっています。令和17年に向けて、各居住地において総じて低くなる見込みです。

＜人口分布予測 都市部＞

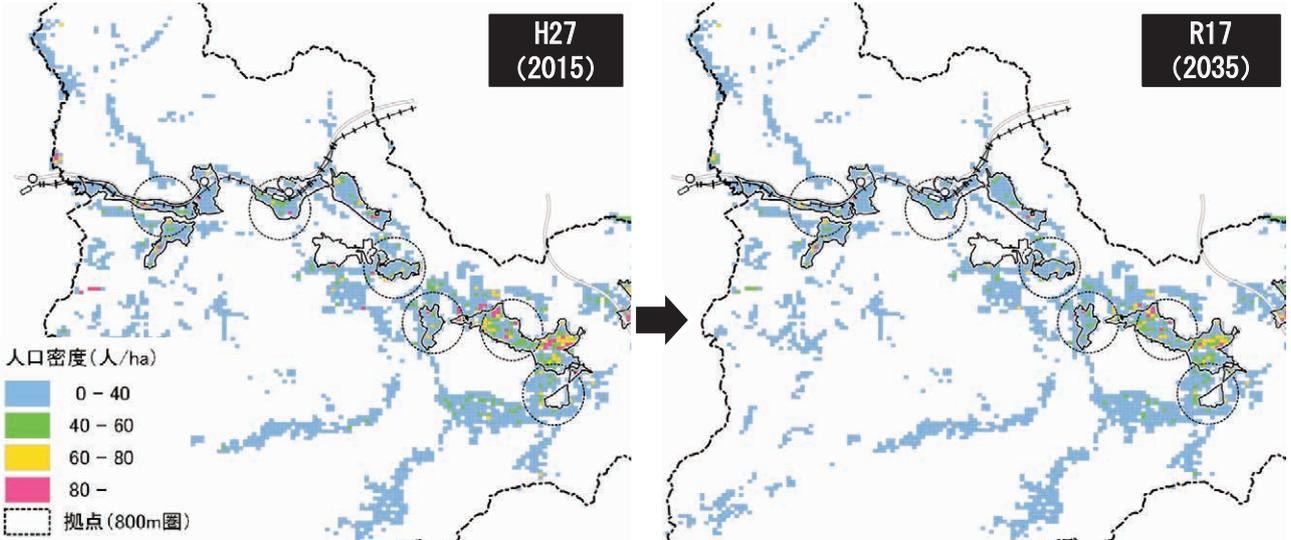


（主な拠点の人口密度）

橋本	【2015】122人/ha	⇒	【2035】120人/ha
相模原	【2015】104人/ha	⇒	【2035】100人/ha
相模大野	【2015】153人/ha	⇒	【2035】151人/ha
淵野辺	【2015】126人/ha	⇒	【2035】124人/ha

上溝	【2015】83人/ha	⇒	【2035】75人/ha
小田相	【2015】171人/ha	⇒	【2035】156人/ha
東林間	【2015】144人/ha	⇒	【2035】131人/ha
古淵	【2015】117人/ha	⇒	【2035】112人/ha
城山	【2015】54人/ha	⇒	【2035】49人/ha

＜人口分布予測 中山間地域＞



（主な拠点の人口密度）

中野	【2015】19人/ha	⇒	【2035】17人/ha
相模湖	【2015】8人/ha	⇒	【2035】6人/ha
藤野	【2015】10人/ha	⇒	【2035】9人/ha

寸沢嵐	【2015】9人/ha	⇒	【2035】7人/ha
三ケ木	【2015】14人/ha	⇒	【2035】12人/ha

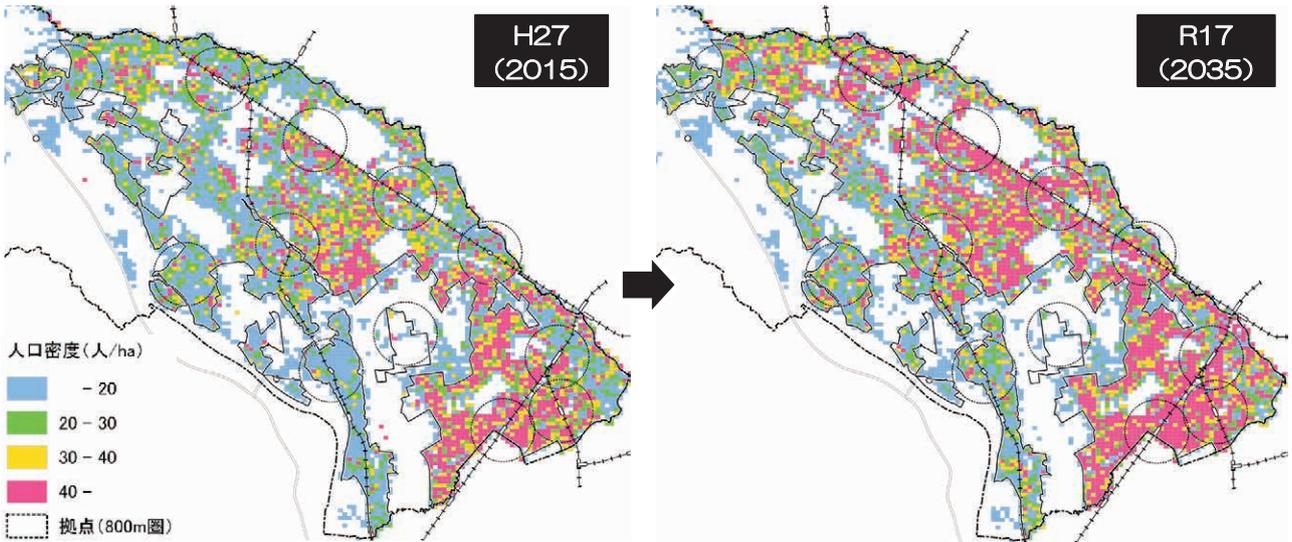
出典：平成27年（2015年）は国勢調査、2035年は国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年3月公表）より作成

- I 立地適正化計画の策定に当たって
- II 現況・課題と立地適正化の必要性
- III 目指すべき都市の骨格構造
- IV 立地の適正化に関する基本方針
- V 都市機能誘導区域
- VI 誘導施設
- VII 居住誘導区域
- VIII 誘導施策
- IX 目標指標と進行管理

参考：市内の人口密度（65歳以上）の動向

- 都市部*の65歳以上人口は、平成27年から令和17年までの20年間で全体的に増加する見込みで、特にJR横浜線や小田急線などの鉄道沿線において高齢化が著しく進むことが予測されます。
- 中山間地域*は、都市部に比べ、全体の人口密度は低いですが、今後主要な拠点においても高齢化が進む見込みです。

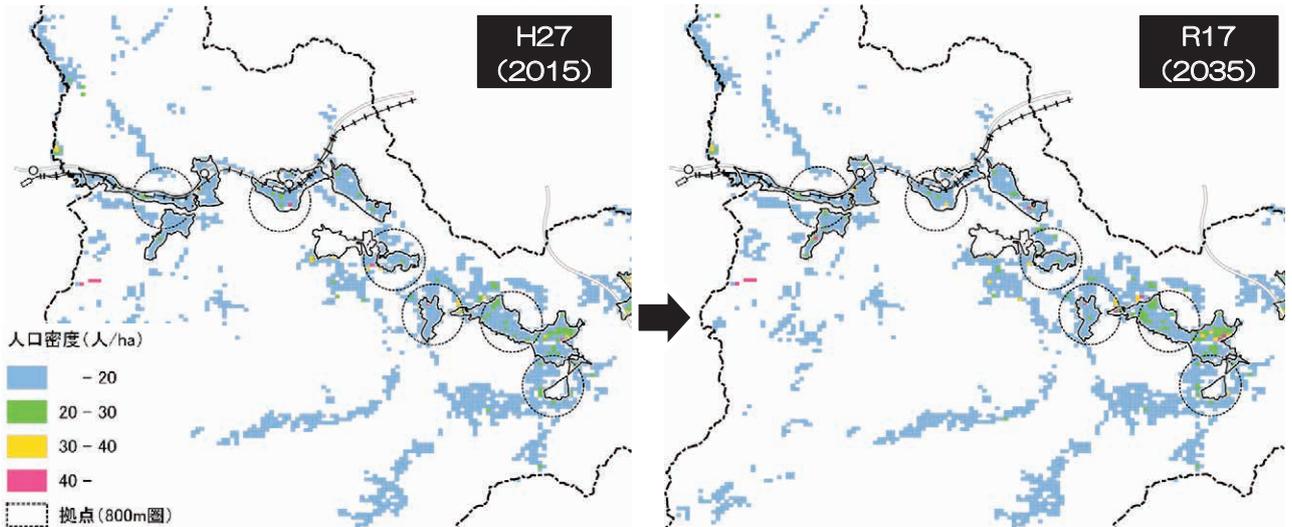
<65歳以上の人口分布予測 都市部>



(主な拠点の人口密度・高齢化率 ※カッコ内が高齢化率)

橋本	[2015] 21 人/ha(17%)	⇒ [2035] 35 人/ha(30%)	上溝	[2015] 21 人/ha(25%)	⇒ [2035] 25 人/ha(34%)
相模原	[2015] 20 人/ha(19%)	⇒ [2035] 32 人/ha(32%)	小田相	[2015] 41 人/ha(24%)	⇒ [2035] 54 人/ha(34%)
相模大野	[2015] 27 人/ha(17%)	⇒ [2035] 43 人/ha(28%)	東林間	[2015] 37 人/ha(25%)	⇒ [2035] 45 人/ha(34%)
淵野辺	[2015] 23 人/ha(18%)	⇒ [2035] 35 人/ha(28%)	古淵	[2015] 25 人/ha(21%)	⇒ [2035] 35 人/ha(32%)
			城山	[2015] 15 人/ha(28%)	⇒ [2035] 17 人/ha(34%)

<65歳以上の人口分布予測 中山間地域>



(主な拠点の人口密度・高齢化率 ※カッコ内が高齢化率)

中野	[2015] 5.3 人/ha(29%)	⇒ [2035] 6.2 人/ha(38%)	寸沢嵐	[2015] 2.9 人/ha(32%)	⇒ [2035] 3.1 人/ha(44%)
相模湖	[2015] 3.3 人/ha(40%)	⇒ [2035] 2.9 人/ha(47%)	三ヶ木	[2015] 4.3 人/ha(31%)	⇒ [2035] 4.8 人/ha(41%)
藤野	[2015] 3.2 人/ha(32%)	⇒ [2035] 3.5 人/ha(41%)			

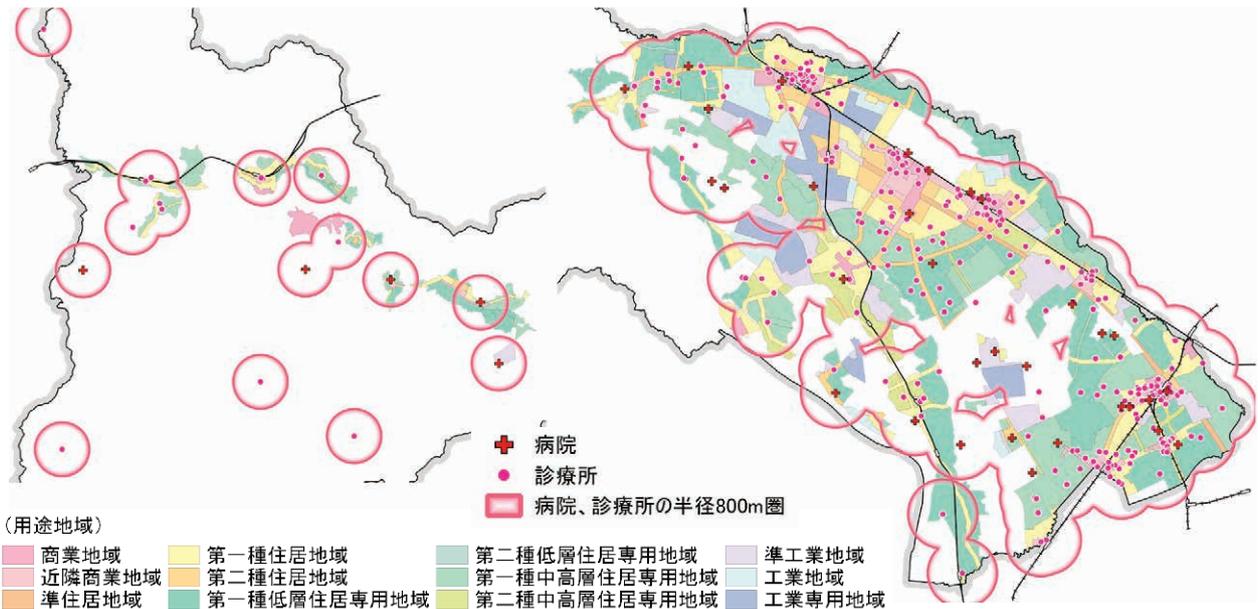
出典：平成27年（2015年）は国勢調査、2035年は国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年3月公表）より作成



参考：市内の主な都市機能（医療、商業）の立地状況

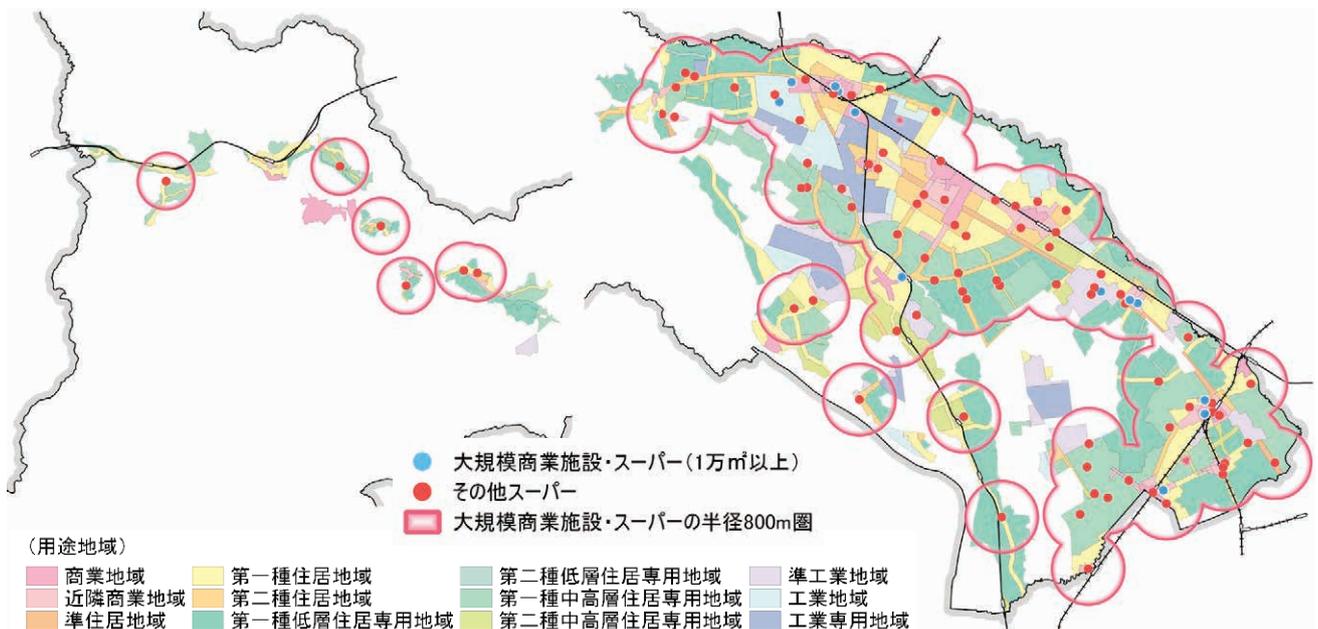
- 医療施設は、駅周辺を中心に立地が多くなっている傾向にあります。また、全ての拠点に立地しており、市全体で充足されています。
- 商業施設は、駅直近や周辺への立地が多いことが特徴です。また、都市部*の拠点では複数の施設が立地していますが、中山間地域*の拠点では施設の立地が少ない傾向にあります。

＜都市機能*の分布 医療（病院、診療所）＞



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

＜都市機能の分布 商業（大規模商業施設・スーパー）＞



出典：iタウンページ・相模原市資料（平成29年）より作成

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

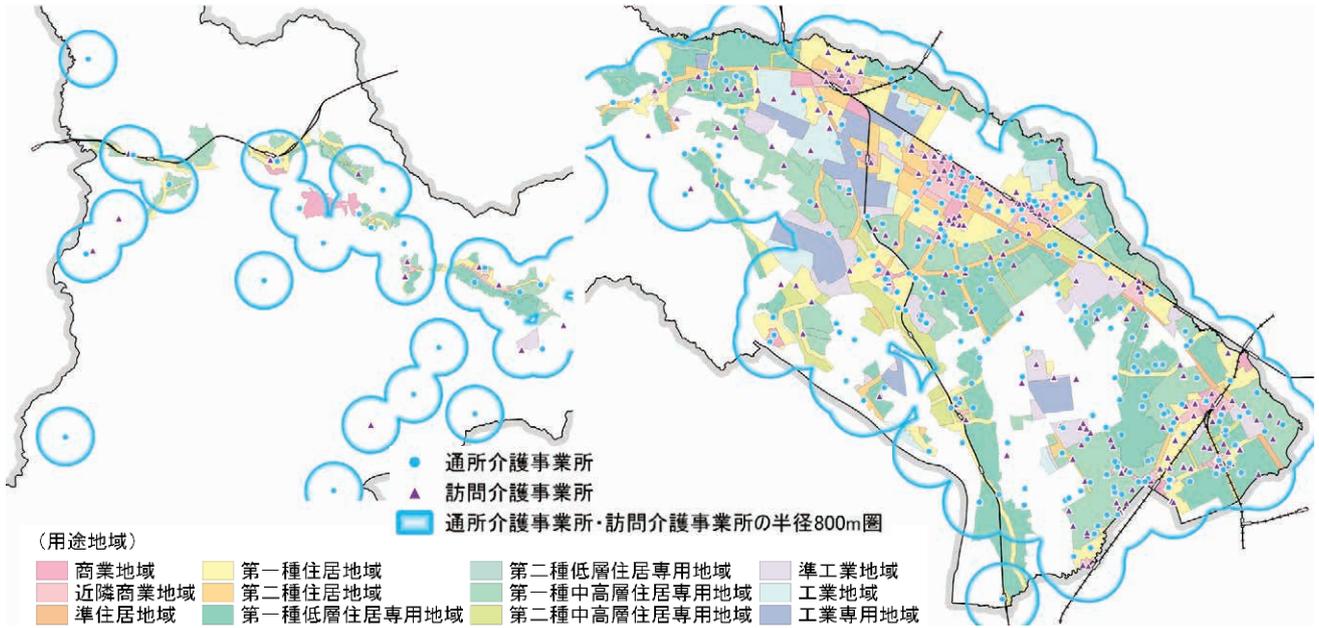
VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

参考：市内の主な都市機能（高齢者福祉）の立地状況

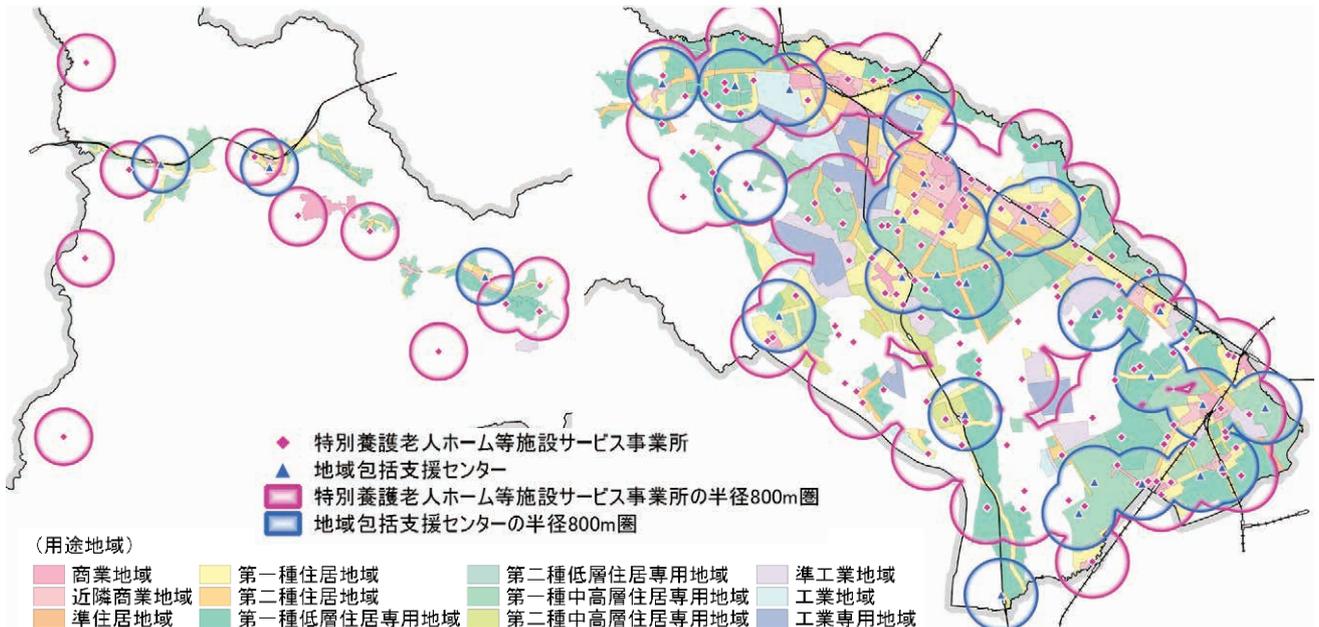
- 高齢者福祉施設（通所・訪問介護事業所）は、市内に分散して立地し、いずれかの施設によって広い範囲がカバーされていることが特徴です。
- 高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム等施設サービス事業所）は、通所・訪問介護事業所と同様に、広い範囲がカバーされていますが、駅直近への立地が少なく、用途地域*外の立地が多いことが特徴です。
- 地域包括支援センター（高齢者支援センター）は、公民館区を基本とし、高齢者人口を考慮した29の日常生活圏域ごとに、1箇所ずつ設置されています。

<都市機能*の分布 高齢者福祉（通所型、訪問型の施設）>



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

<都市機能の分布 高齢者福祉（特別養護老人ホーム等施設サービス事業所、地域包括支援センター）>



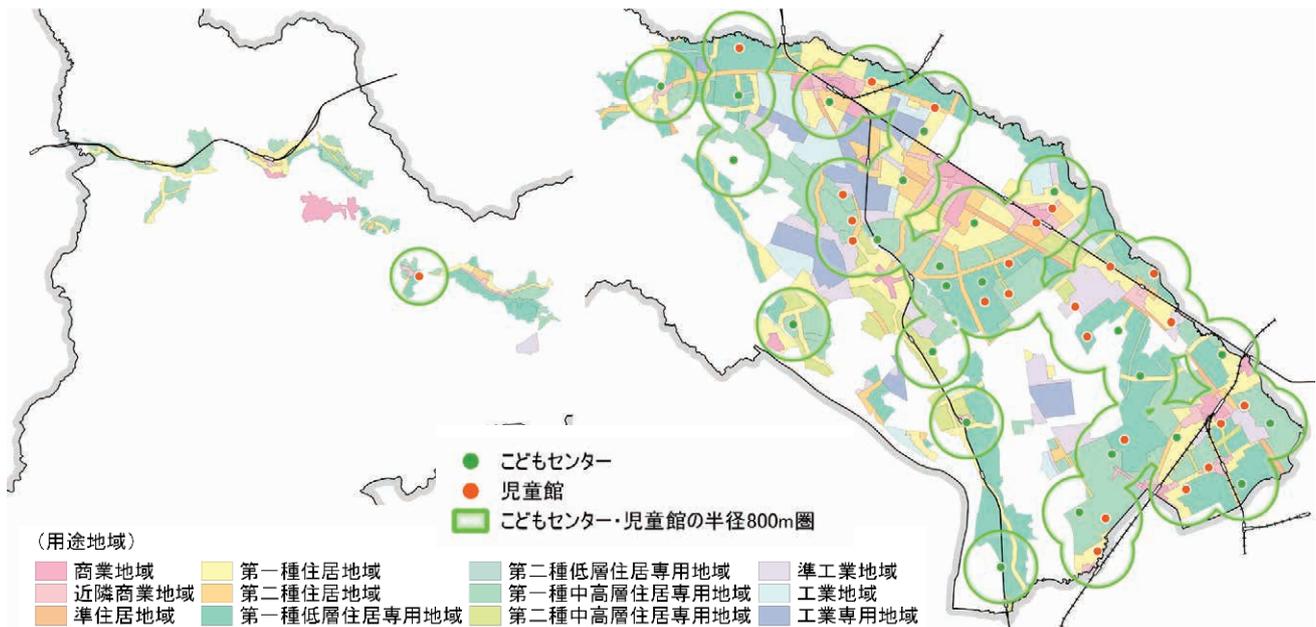
出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成



参考：市内の主な都市機能（子育て）の立地状況

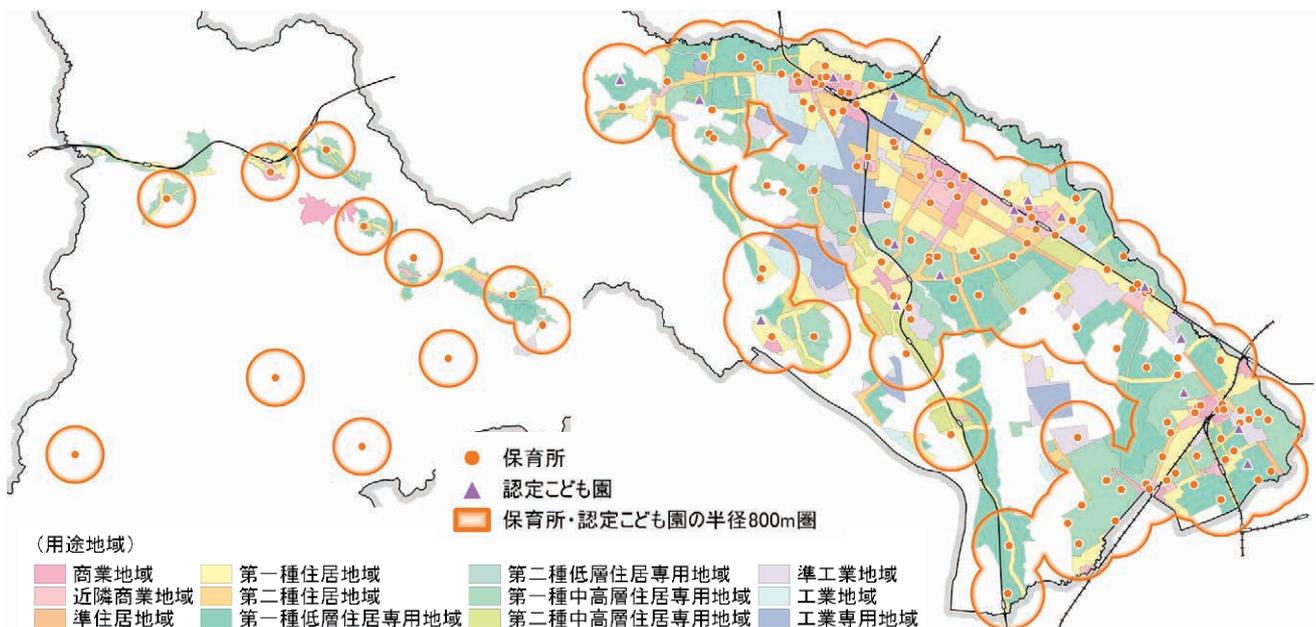
- こどもセンター・児童館は、駅直近への立地が少なく、住居系の用途地域*内への立地が多いことが特徴です。また、中山間地域*への立地が少ないことも特徴です。
- 保育所、認定こども園は、駅直近への立地が少なく、その外縁部への立地が多いことが特徴です。また、中山間地域では主要拠点内への立地が少ないことも特徴です。

<都市機能*の分布 子育て（こどもセンター・児童館）>



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

<都市機能の分布 子育て（保育所、認定こども園）>



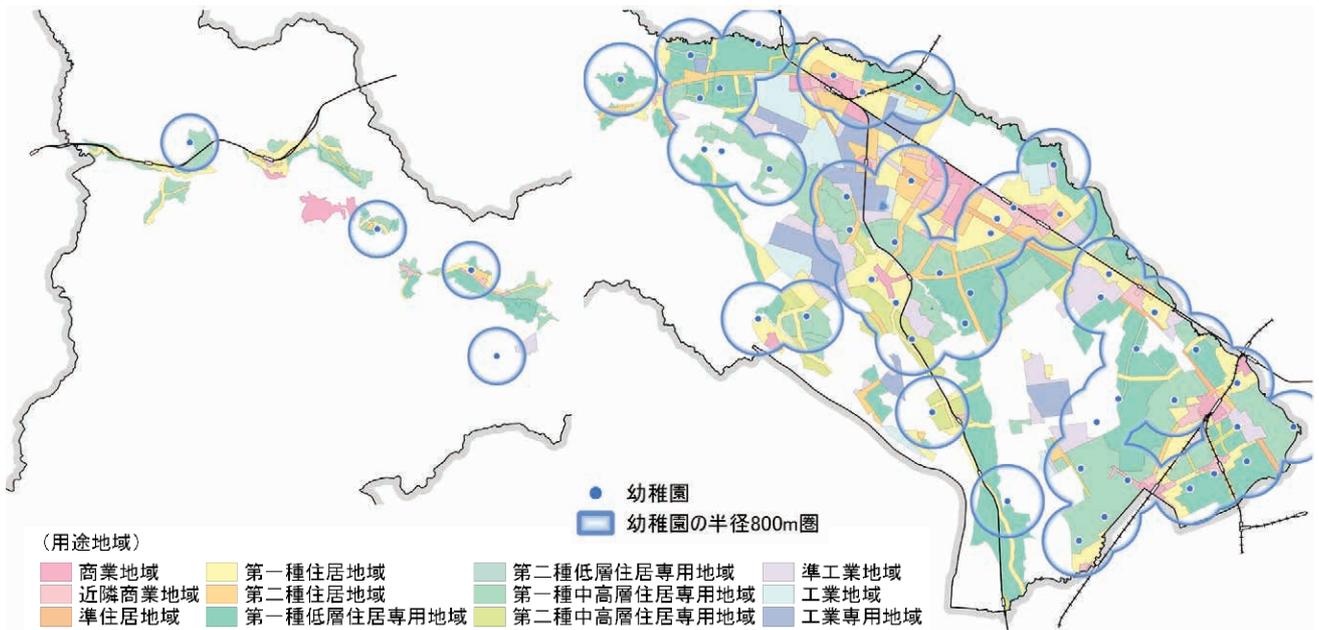
出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

- I 立地適正化計画の策定に当たって
- II 現況・課題と立地適正化の必要性
- III 目指すべき都市の骨格構造
- IV 立地の適正化に関する基本方針
- V 都市機能誘導区域
- VI 誘導施設
- VII 居住誘導区域
- VIII 誘導施策
- IX 目標指標と進行管理

参考：市内の主な都市機能（教育・文化・市民活動）の立地状況

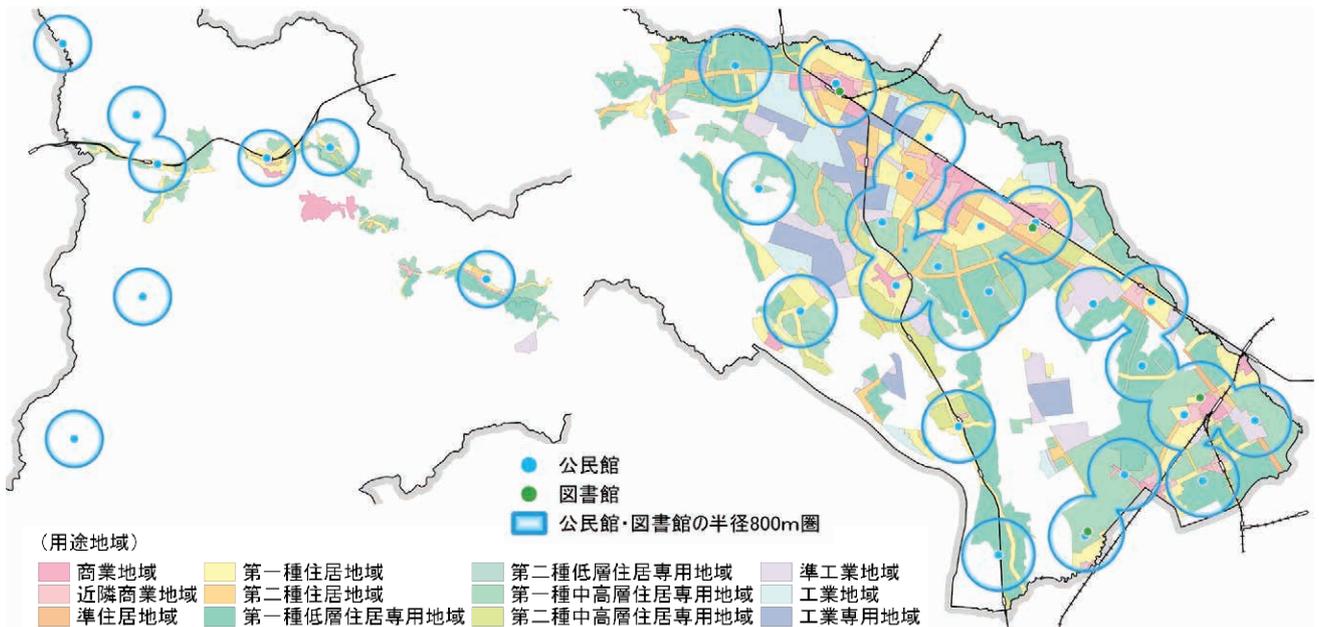
- 幼稚園は、駅直近への立地が少なく、住居系の用途地域*内への立地が多いことが特徴です。
- 図書館は、公共交通によるアクセスが良い中心市街地*の橋本駅・相模大野駅周辺と、淵野辺駅周辺に立地しています。
- 公民館は、公民館区に応じて市内に分散して配置されています。

<都市機能*の分布 教育・文化・市民活動（幼稚園）>



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

<都市機能の分布 教育・文化・市民活動（公民館、図書館）>



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

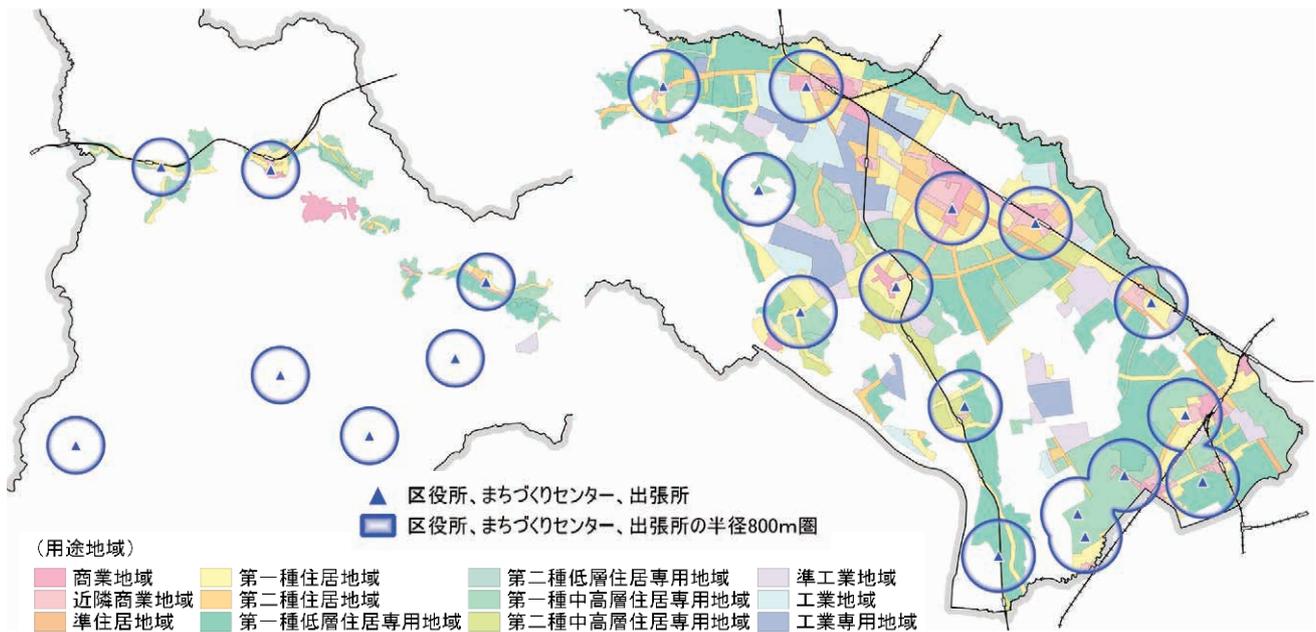
VIII 誘導施策

IX 目標指標と進捗管理

参考：市内の主な都市機能（行政施設）の立地状況

- 区役所は、中枢的な機能であるため、公共交通によるアクセスがよく、かつ広域をカバーしやすい、橋本駅・相模原駅・相模大野駅周辺に配置されています。
- まちづくりセンター・出張所は、まちづくり区域における地域ごとに配置されており、公共交通によるアクセスがよい地域拠点等に配置されています。

＜都市機能*の分布 行政施設＞



出典：国土数値情報（平成26年）・相模原市資料（平成29年）より作成

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

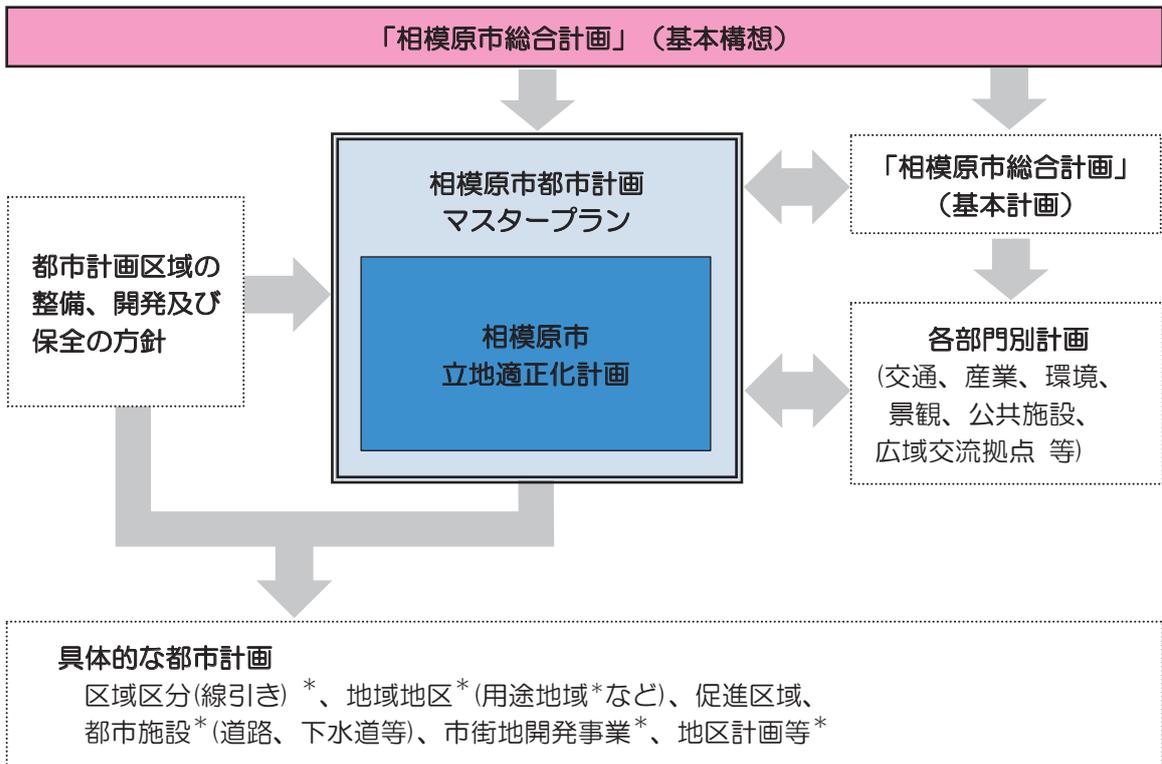
VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

3 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法*第81条の規定に基づき市町村が作成する計画で、策定すると都市計画マスタープラン*の一部としてみなされます。

＜関連する計画の体系＞



4 計画区域

計画区域は、『相模原都市計画区域』『相模湖津久井都市計画区域』とします。都市機能誘導区域及び居住誘導区域については、原則として『用途地域内』を対象とします。



5 計画期間

計画期間は、上位計画との整合を図る観点から、都市計画マスタープランの計画期間である令和2年度からおおむね20年後までを見据えた計画とします。

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理



I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

II 現況・課題と立地適正化の必要性

1 人口・日常生活サービスの面

現況

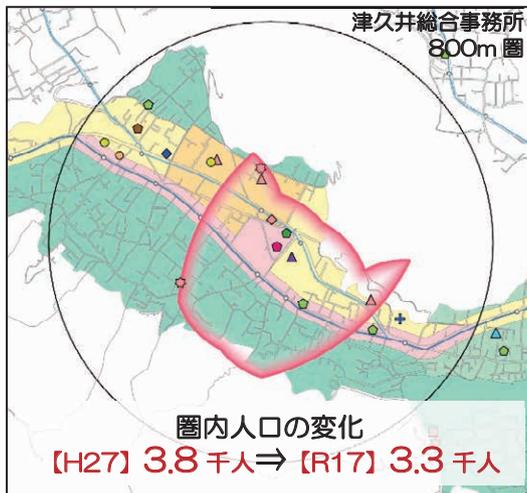
- ・総人口は令和元年度をピークに減少に転じ、以降減少し続ける見込みです。
- ・局所的に人口減少や超高齢化などが進行する見込みです。

課題

- ・中心市街地*や日常生活の拠点から店舗等が撤退することで、買い物弱者の増加が懸念されます。
- ・高齢者施設の需要増大と、その後の高齢者人口の減少による、高齢者施設の余剰が懸念されます。

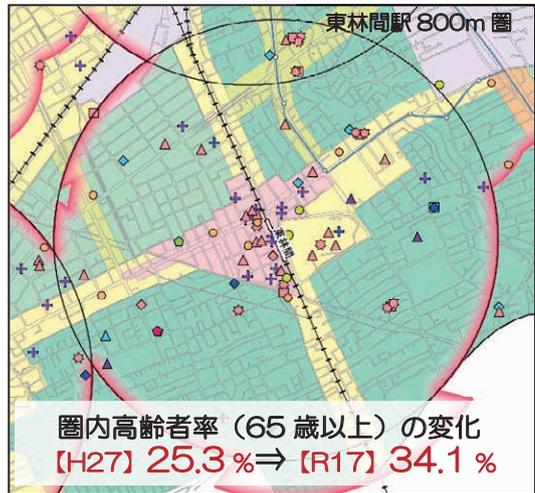
日常生活サービス機能の状況

津久井地区（中野）



➤ 中山間地域では日常生活を支える機能が失われる懸念

東林間駅周辺



➤ 都市部では高齢者施設の需要増大とその後の高齢者施設余剰の懸念

○ 日常生活サービス徒歩圏

日常生活に係る施設（医療・商業・福祉）及び基幹的公共交通（30本/日以上公共交通）の全てを徒歩圏（800m）で利用できるエリア

【医療施設】

- 病院
- 診療所

【商業施設】

- 百貨店、スーパー（1万㎡以上）
- その他スーパー
- コンビニエンスストア

【高齢者福祉施設】

- ▲ 高齢者施設（訪問介護事業所）
- ★ 高齢者施設（通所介護事業所）
- 高齢者施設（特別養護老人ホーム等施設サービス事業所）
- ◆ 地域包括支援センター

【子育て施設】

- ▲ 公立幼稚園
- ◆ 私立幼稚園
- ▲ 公立保育園
- ◆ 私立保育園
- 認定こども園

【行政施設】

- まちづくりセンター
- 区役所
- 出張所
- 公民館
- 自治会館
- 図書館
- 博物館等

出典：人口は国勢調査、各種施設は国土数値情報・相模原市資料等

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点による取組が求められます。

都市機能*の適正な確保と世代構成バランスの平準化

都市部*では・・・

『現在の利便性の維持』『市全体ににぎわい等をもたらす高次の拠点の機能充実』

中山間地域*では・・・

公共交通や人口の維持により『生活に必要な機能が守られるまちづくり』



2 土地利用の面

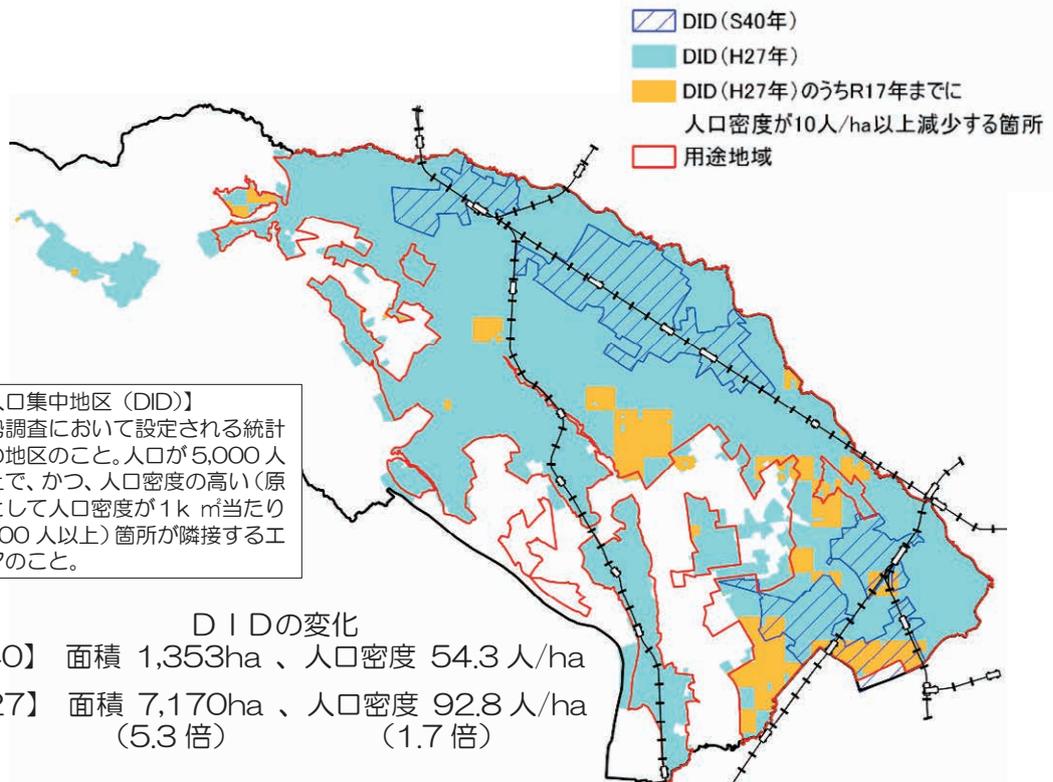
現況

- ・市街化区域*縁辺部へ市街地が拡大してきていますが、市街地内の人口集中地区（D I D）*の人口密度は、今後低下する見込みです。

課題

- ・空き家や空き地が増えることにより、都市のスポンジ化*が進行し、景観の悪化や防犯・防災上の危険度が高まる懸念されます。

D I Dの変遷と将来の見通し



- 駅周辺から市街化区域縁辺部の方へD I Dが拡大
- 築年数の古い住宅団地が存在する箇所、人口密度が低下する見込み

出典：昭和40・平成27年は国勢調査、令和17年は国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年3月公表）

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点による取組が求められます。

人口密度が適正に保たれるような土地利用

都市部*では・・・

市街化区域縁辺部への市街地拡大を抑制し、『既存市街地内の空き家・空き地の発生を抑制するための居住誘導』

中山間地域*では・・・

『拠点を中心とした都市機能*の維持』『人口密度維持のための空き家活用』

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

3 安全・安心の面

現況

- 住宅地の中にも災害危険性の高い箇所が存在します。
(主に都市部*は水害、中山間地域*は土砂災害の危険箇所)

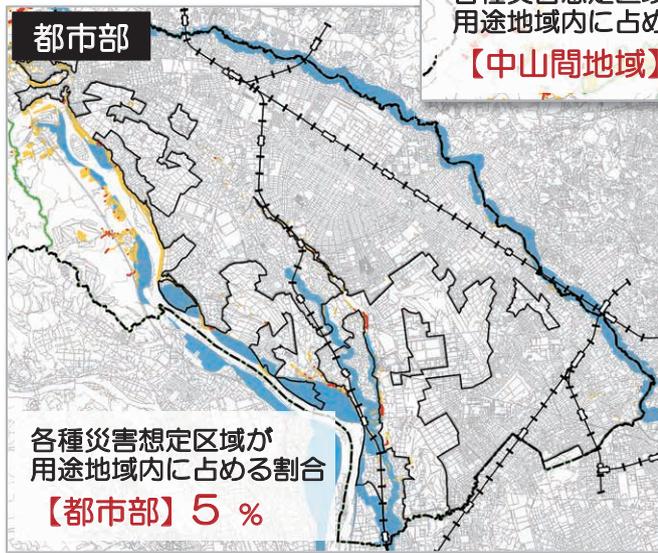
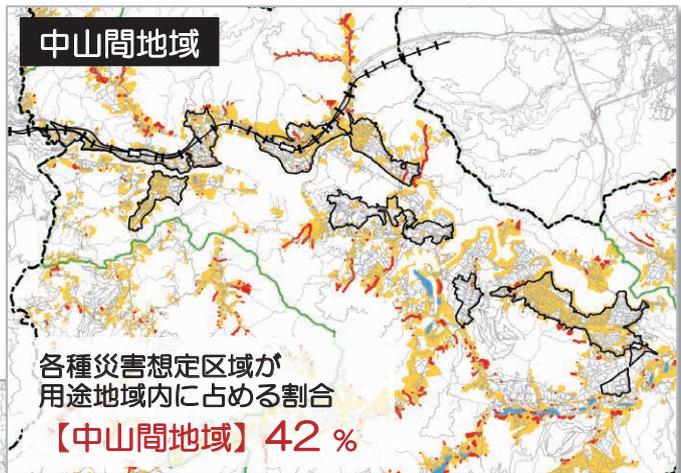
課題

- 近年の大規模災害への不安の高まりや、災害時の人的・物的被害のリスクが懸念されます。

主な災害リスクの高い箇所

凡例

- 洪水浸水想定区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- + + + 鉄道



▶ 特に危険性の高い土砂災害特別警戒区域が用途地域内にも存在

▶ 市街化区域縁辺部など河川沿いの箇所では水害のリスクが高い

出典：相模原市資料（令和2年2月）

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点による取組が求められます。

安全・安心の向上に向けた取組（ハード・ソフト対策）と災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導

都市部では・・・

水害リスク等を踏まえた『適正な居住環境の維持』

中山間地域では・・・

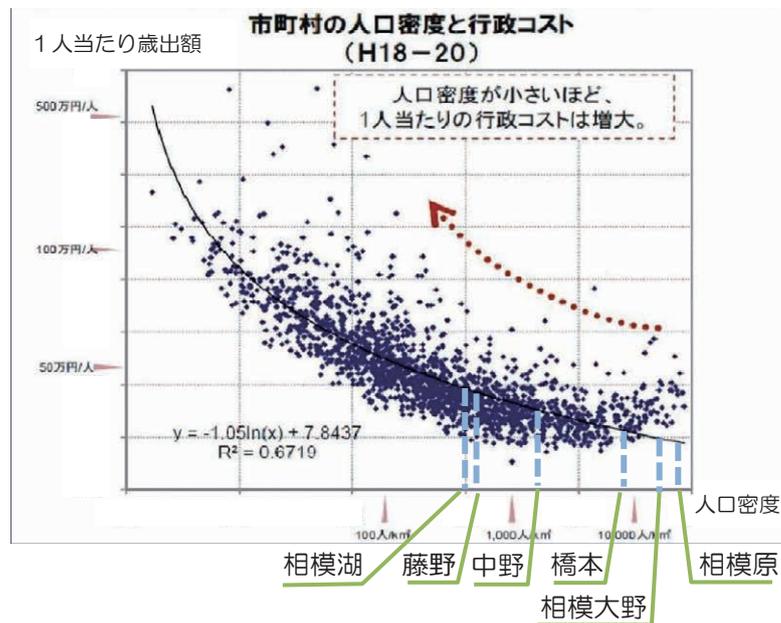
土砂災害リスクや生活圏を踏まえた『適正な居住環境の維持』



4 財政の面

- | | |
|----|---|
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口密度が低下すると「住民1人当たりの行政コスト」は増大する傾向にあります。 ・公共施設の維持・管理等にかかる負担は、今後増大する見込みです。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による税収への影響や公共施設の量的維持の限界が懸念されます。 |

人口密度と行政コストの関連性



出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ概要（平成21年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会）を引用

公共建築物の改修・更新費用の試算



公共建築物の改修・更新に充てることができる最大費用を155億円/年と仮定し試算

- 更新施設の床面積を80%まで減らすことが必要
- 市債償還時期と大量更新が重なる令和14~23年（平成44~53年）はさらに60%まで削減が必要

出典：相模原市公共施設マネジメント推進プラン（平成29年）

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点による取組が求められます。

より便利な場所への都市機能*の集積による財政負担の均衡

I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

5 公共交通の面

現況

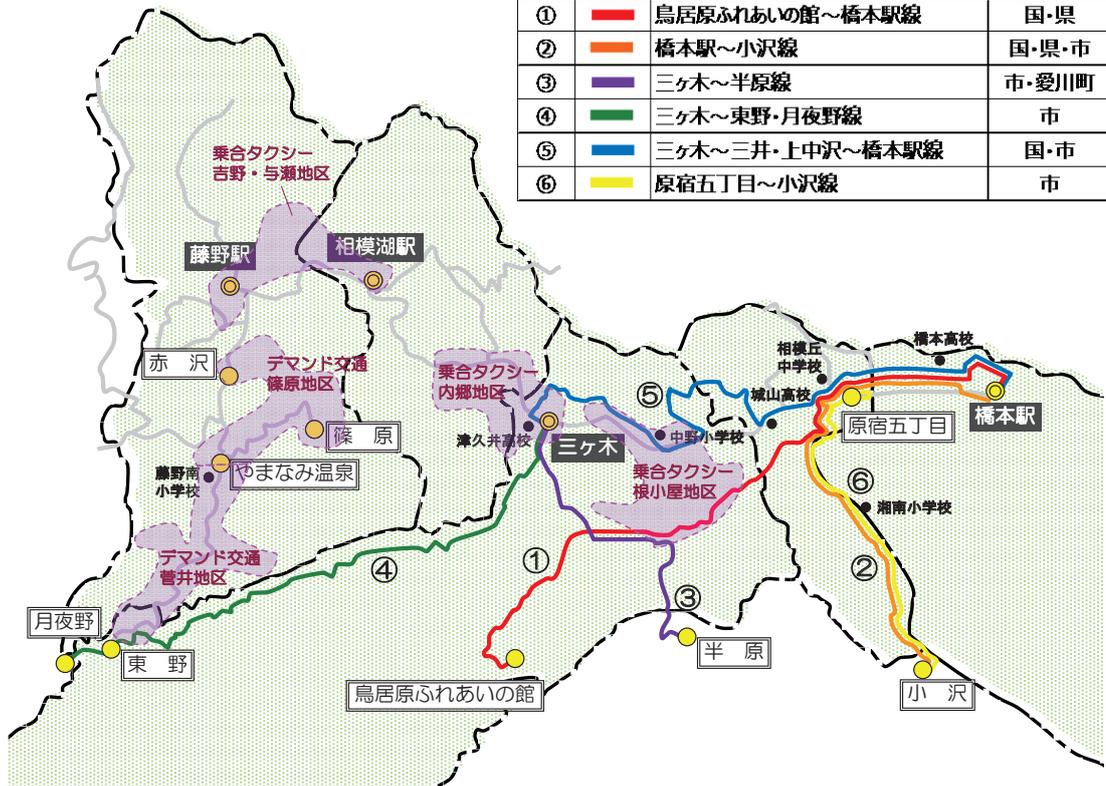
- ・中山間地域*には、生活交通維持確保路線*である公共交通も存在する中で、人口減少に伴い、更なる公共交通利用者の減少が見込まれます。
- ・高齢化の進行により、運転免許の返納などが進み、公共交通を利用する高齢者の増加が予測されます。

課題

- ・公共交通の路線撤退により日常生活が困難になる高齢者などの増加が懸念されます。

生活交通維持確保路線・乗合タクシー等の運行状況（平成31年度）

番号	路線	補助区分
①	鳥居原ふれあいの館～橋本駅線	国・県
②	橋本駅～小沢線	国・県・市
③	三ヶ木～半原線	市・愛川町
④	三ヶ木～東野・月夜野線	市
⑤	三ヶ木～三井・上中沢～橋本駅線	国・市
⑥	原宿五丁目～小沢線	市



出典：相模原市資料（平成31年4月）

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

まとまった居住地形成と、公共交通の利用促進

都市部*では・・・

人口減少が進む中でも、『路線バス利用者の減少⇒サービス水準の低下⇒利用者減少』の負のサイクルが生じないように沿線人口の維持

中山間地域では・・・

人口減少が進む中でも、高次の拠点（橋本等）と中山間地域をつなぐ公共交通ネットワークの一定サービス水準の維持